

二国間クレジット制度資金支援事業 のうち設備補助事業について

令和3年度から令和5年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

令和3年4月12日

公益財団法人地球環境センター(GEC)

公募要領1.

我が国は、優れた脱炭素技術等によるインフラ及び製品の提供等を通じた開発途上国における温室効果ガス(以下「GHG」という)の排出抑制等への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標達成に活用するため二国間クレジット制度(JCM)を実施しており、これまでに17か国との間でJCMを構築している。

これらを踏まえ、環境省補助事業である「令和3年度から令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)」を実施する。なお、本補助事業には、独立行政法人国際協力機構(JICA)、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携する事業(「JICA等連携事業」という)を含む。

本補助事業は、JCMの活用を前提として、途上国において優れた技術等を活用してGHGの排出削減事業を行うとともに、JCMによるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目指すものである。

平成30年6月に策定した海外展開戦略(環境)及び令和2年12月に決定した「インフラシステム海外展開戦略2025」に沿って、先進的な脱炭素技術等を普及・展開することを通じて、世界の排出削減に貢献することが期待されている。

令和3年度は、JCM設備補助事業と同時期にコ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業を募集しており、応募提案の内容に応じて、JCM設備補助事業へ応募後にコ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業へ応募を変更可能である。

公募要領2. (1) 優れた技術等を活用したGHG排出削減事業を実施。

GHG排出削減効果の測定・報告・検証 (Measurement, Reporting and Verification) を実施。

JCMを構築している国等において、当該排出削減量について以下のプロセスでJCMクレジットの発行を目指す。

①プロジェクト登録

- ・登録申請は、原則として補助事業の完了した日から1年以内(ただし、二国間の協議状況等により発行申請を行えない場合については、その限りではない)。
- ・プロジェクトに適用するJCMのMRV方法論の開発或いは開発者への情報提供

②モニタリングの実施

- ・設備が稼働してから日本の法定耐用年数(※)満了まで、GHG排出削減量を測定し、報告
- ・設備が稼働した日からその年末までの期間及びその後の法定耐用年数満了までの期間、毎年GHG排出削減効果及び設備の稼働状況に関する事業報告書を環境省に提出

③クレジット発行申請

- ・モニタリング実施結果を基に、クレジットの発行を申請
 - ・発行されたJCMクレジットの環境省が定める割合を、日本国政府の口座に納入
 - ・設備が稼働してから法定耐用年数満了までの期間を対象
 - ・初回のクレジット発行申請は、原則としてJCMプロジェクトとして登録されてから1年以内。2021年から2030年までの削減量について2031年中あるいは2032年以降できるだけ早期に発行申請。
- なお、必要に応じて、2030年以前にクレジット発行申請を行っていただく場合あり。

※ 法定耐用年数とは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数をいう
JCMエコリース事業の場合は、モニタリング実施期間をリース期間とし、その期間は5年以上とする。

公募要領2. (2)

本事業の対象は、以下の①～④の要件を満たす事業を実施できる設備の整備とする。

①JCMに関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国において、優れた技術等を活用したエネルギー起源CO₂排出削減を行うとともに、実現したGHG排出削減量をJCMに基づくクレジットとして獲得することで、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資する事業であること。

②補助事業がパートナー国の持続可能な開発やSDGsの実現に寄与するものであること。設備導入や運転について、パートナー国の環境等の法体系を遵守し、かつ環境保全に関する国際的な慣行・ガイドラインに従っていること。

③事業の成果としてGHGの排出削減量を定量的に算定し、検証できるものであること。

④本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金を受けていないこと。

⑤ 採用する技術は、公募要領別添 5「技術別採択条件」に該当する技術である場合には、記載した条件を満たすこと。

公募要領2. (3)

JCMを構築している国における提案を優先して採択する。

令和3年4月7日現在、以下の17カ国

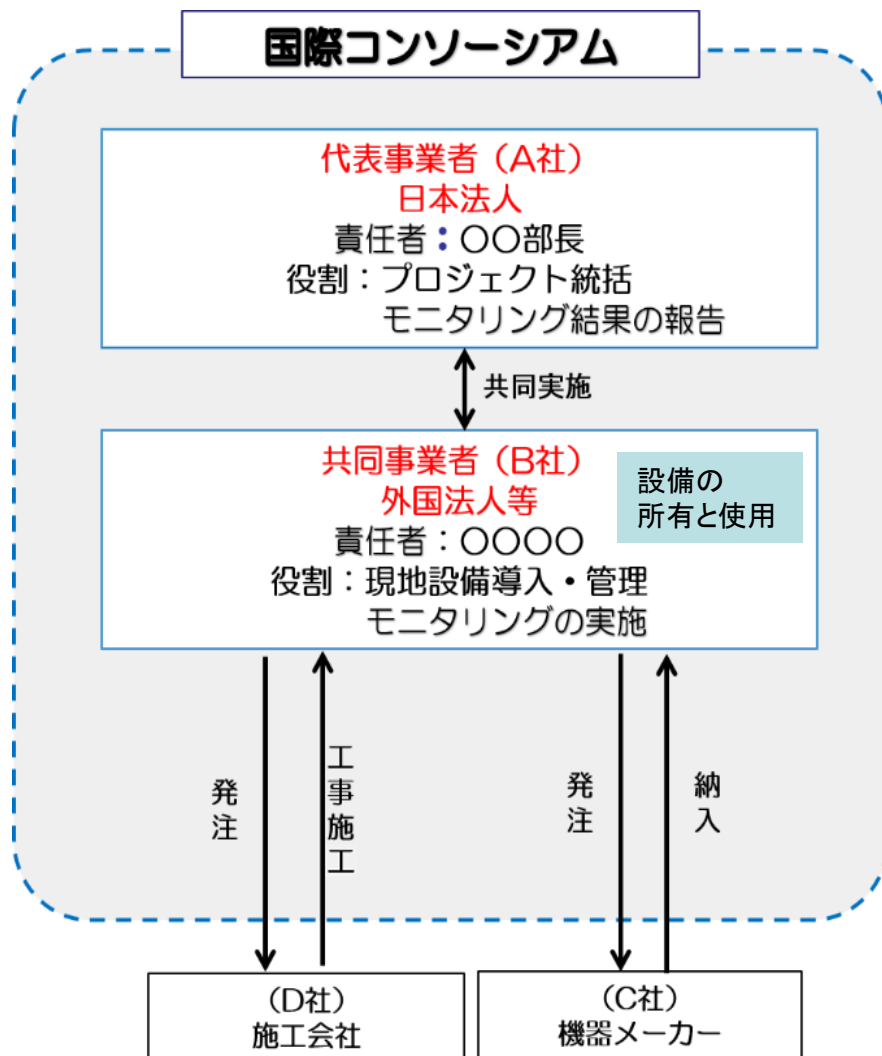
モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、
ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、
サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ及びフィリピン

本事業の実施期間中に新たにJCMが構築された場合、それらの国も含める

※ミャンマーに関する応募については、採択決定時点の当該国の情勢を踏まえ、採択を留保する場合があります。

公募要領2. (4) 本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、次の①～⑦の要件を全て満たす者とする。

- ① 次のいずれかに該当する日本法人であること
 - (ア) 民間企業
 - (イ) 独立法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (ウ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (エ) その他環境大臣の承認を得てGECが適当と認める者
- ② 国際コンソーシアムの代表事業者であること
- ③ 補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること。
- ④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること。
- ⑤ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑥ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- ⑦ 「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。



公募要領2. (4)②

・国際コンソーシアムとは、日本法人（代表事業者）と外国法人等（共同事業者）により構成され、事業を効率的に実施する組織。

・交付申請は、代表事業者が行なうこと。

代表事業者及び共同事業者は、GECが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。

公募要領2. (5) ①国際コンソーシアムの代表事業者である日本法人の責務

- (ア) 本補助事業の応募の際、申請者となること。
- (イ) 円滑な事業実行と目標達成のために、事業の推進にかかわる取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行い、補助事業に係る経理、確定検査、その他の事務について一元的窓口となること。
- (ウ) 優れた脱炭素技術等の導入を行うこと。
- (エ) 代表事業者は、設備の購入・設置・試運転まで責任を負うとともに、補助事業完了後においては、法定耐用年数の期間、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理すること。
- (オ) 共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務に関する全てのこと。

公募要領2. (5) ②国際コンソーシアムを構成する事業者の責務

- (ア) 当該事業に適用可能なMRV方法論開発を行う者に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をする事。
- (イ) 第三者機関(TPE)による当該事業の妥当性確認及び対象工場・事業場におけるGHG排出削減量の検証を受けるに当たり、それを円滑に行うため、TPEに対する必要な資料及び情報の提供等の協力をする事。
- (ウ) 補助事業により導入する設備・機器は優れた脱炭素技術等を有するものを選定し、導入した設備・機器を活用することにより、対象工場・事業場からのGHG排出削減対策を実施し、GHG排出量を算出するために必要なモニタリングを実施すること。
- (エ) モニタリング結果に基づき、導入設備によるGHG 排出削減効果を算出し、当該設備の法定耐用年数の間において毎年、環境省に報告すること。
- (オ) JCMを構築している国及び採択後に構築がなされた国において、JCM合同委員会へのプロジェクト登録等の必要な措置をとること。
- (カ) JCM合同委員会に対し、当該プロジェクトによるクレジットの発行申請を行い、発行されたJCMクレジットのうち環境省が定める割合を、日本国政府の口座に納入すること。
- (キ) 補助事業の完了後においても、法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (ク) 国際コンソーシアムを構成する事業者を変更する場合は、GECに変更報告を実施した上で、上記(ア)～(キ)の措置を継続実施すること。

公募要領2. (5)

JCMエコリース事業については、次のシートで説明します。

③リース案件について

国際コンソーシアム内の代表事業者又は共同事業者が他の共同事業者へ、設備補助事業により取得した財産をリース契約により貸し付ける場合は、応募時にリース契約書(案)及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(リース料算出内訳)の提出が必要。

なお、設備が稼働してから法定耐用年数満了までの期間中にリース契約が終了する場合は、リース契約を継続するか、若しくは取得した財産を国際コンソーシアム内の共同事業者へ譲渡することにより、法定耐用年数満了まで設備の稼働を継続する必要がある。

④クロスボーダー延払案件について

国際コンソーシアム内の代表事業者又は共同事業者が、他の共同事業者へ設備をクロスボーダー延払(注)により販売する場合(当初から所有権が移転することが前提)は、設備を所有して事業を行う者が補助金相当分裨益していることを証明できる書類(延払額算出内訳)を応募時に提出することが必要。ただし設備を販売する事業者が延払に伴う利息を得ることは差し支えない。

注:「クロスボーダー延払」とは、分割払いによる売買(延払販売又は割賦取引など)を国境をまたいで行うこと。

※代表事業者以外の法人(日本または第三国に所在)が延払販売を行う場合は、当該法人は少なくとも設備購入者による賦払金の支払が完了するまでの間は、国際コンソーシアム内の共同事業者であることが必要。

JCM事業のさらなる拡大を目的とし令和2年度よりリース案件に適應できるJCMエコリース事業を開始。

モニタリング期間を短縮し事業報告期間の負担を軽減すること及び提案書作成の負担を低減する。

補助金額 : 補助金額は3カ年で原則総額5億円以下を目安

対象国 : JCM締結国

事業形態 : リース

代表事業者 : リース会社のみ応募可能

補助率 : リース料の総額に対して一律10%

MRV期間 : リース期間

リース期間 : 原則5年以上

補助対象経費 : リース料のうち設備費相当分とそれに伴うリース金利のみ

補助対象技術分野 :

原則としてJCM承認済み方法論 (Approved methodology) あるいは JCM提案方法論 (Proposed methodology) がある事業を対象

直近3期分の経理状況を示す資料 :

代表事業者のみ経理状況資料の提出を義務付け、共同事業者の経理状況資料の提出は不要

JCMエコリース事業関連書類の提出 :

応募時にリース契約書(案)及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(リース料算出内訳)を提出すること

公募要領2. (6) 補助対象経費

補助対象設備(エネルギー起源CO₂を含むGHG排出削減に直接寄与する設備)の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

各費目の内容は、別表1に定める。

- ①本工事費
- ②付帯工事費
- ③機械器具費
- ④測量及試験費
- ⑤設備費(モニタリング機器含む)
- ⑥事務費
- ⑦その他必要な経費でGECが承認した経費

<補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となるものの事例

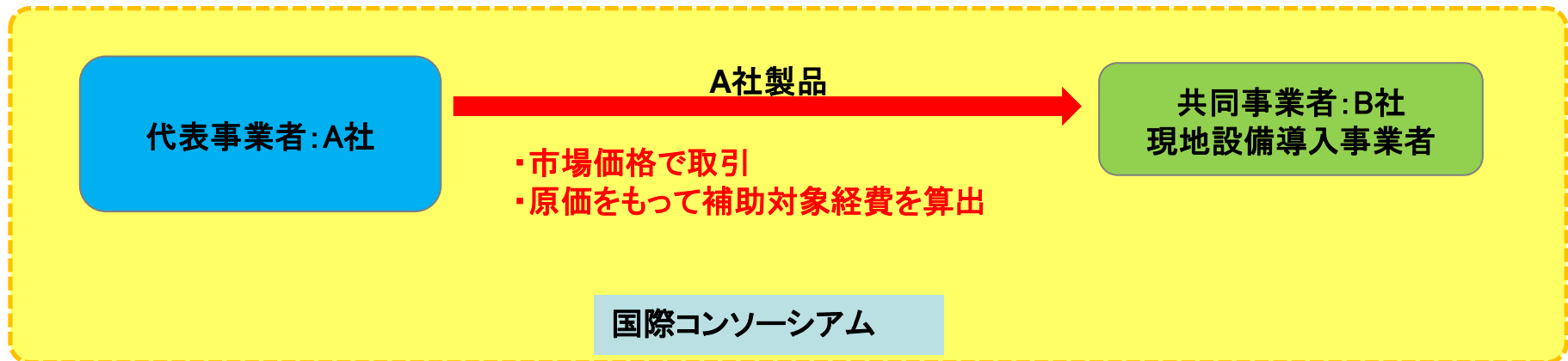
- ①既存設備の撤去費(撤去費に係る諸経費も含む)
- ②導入設備の保守、非常用設備、安全・衛生、防火・防犯に要する機器及び消耗品
- ③土木工事費、建屋等の建設費(エネルギー起源CO₂排出削減に直接寄与する構造物を除く)
- ④既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ⑤予備品
- ⑥本補助事業に係る報告書等の作成や現地検査等に要する費用
- ⑦為替予約手数料、銀行振込手数料
- ⑧土地取得費

- 国際コンソーシアム構成員自身が自社製品等の調達等を行う場合、通常の市場価格で取引しても差し支えない。ただし補助対象経費の算出に当たっては、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上すること。

- ※ 当該構成員の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。
- 参考：「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引

2. 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方」

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。



公募要領2. (7)

補助金の交付額

- ・本事業の総予算額は3カ年で83億円(令和3年度JCM設備補助事業及び令和3年度コ・イノベーション炭素技術創出・普及事業の合計)
 - ・1件当たりの補助金の交付額は、原則20億円以下を目安とする
JCMエコリース事業の予算額は3カ年で原則総額5億円以下を目安
 - ・補助金の交付額は補助対象経費の総額に補助率を乗じた金額を上限とする
JCMエコリース事業の補助金の交付額はリース導入費(補助対象の設備費相当分とそれに伴うリース金利)に、一律10%の補助率を乗じた金額を上限
- なお、実際に交付する補助金額は、(事業完了後に)GECが発行する交付額確定通知書によって、交付すべき補助金額として確定される

公募要領2. (8)

補助率の上限

補助事業を実施する国において、過去に採択されたJCMに係る補助事業のうち類似技術を活用している件数(原則応募時点)に応じて、下記のとおり補助率の上限を設定する。
※詳細は別添2「類似技術の分類 各パートナー国における採択実績」を参照のこと。

| 事業を実施する国における「類似技術」のこれまでの採択案件数 | 0件 (初の導入事例) | 1件以上 3件以下 | 4件以上 |
|-------------------------------|----------------|--------------|------|
| 補助率の上限 | 50% | 40% | 30% |

公募要領2. (9)

補助事業の実施期間

交付決定日以降に補助事業を開始し、最長で令和6年1月31日(水)までに事業を完了させること。

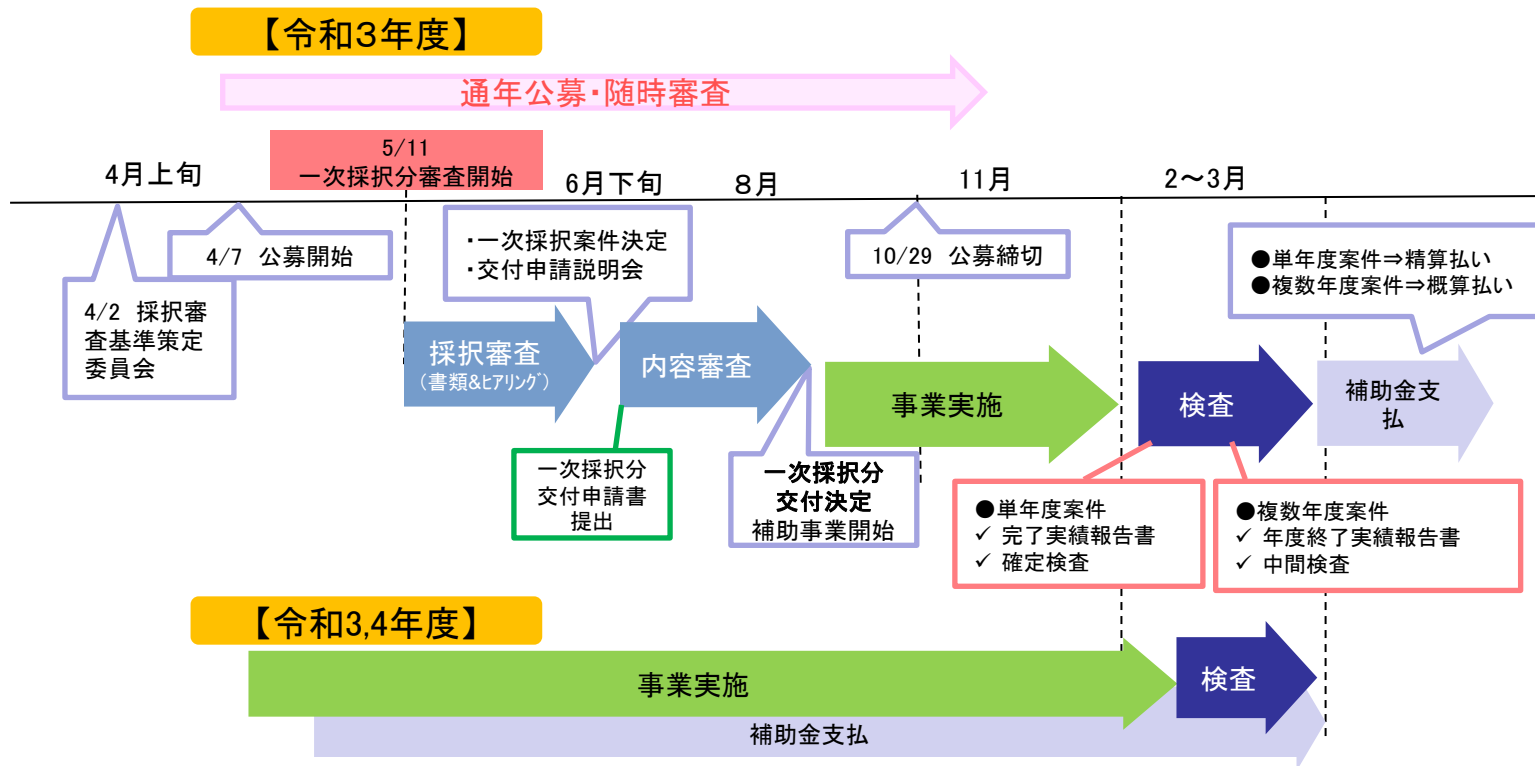
各パートナー国における類似技術の採択実績

補助率: 白 0 プロジェクト = 上限 50% 黄 1-3 プロジェクト = 上限 40% 橙 4 プロジェクト以上 = 上限 30%

| 分野 | 技術 | JCM方法論 | モンゴル | バングラデシュ | エチオピア | ケニア | モルディブ | ベトナム | ラオス | インドネシア | コスタリカ | パラオ | カンボジア | メキシコ | サウジアラビア | チリ | ミャンマー | タイ | フィリピン | 合計 (Total) | |
|---------------|------------------|--|------|---------|-------|-----|-------|------|-----|--------|-------|-----|-------|------|---------|----|-------|----|-------|------------|----|
| | | | MN | BD | ET | KE | MV | VN | LA | ID | CR | PW | KH | MX | SA | CL | MM | TH | PH | | |
| 1. 省エネルギー | 空調機 (エアコン) | VN_AM006, ID_AM004 | | | | | | 4 | | 1 | | | | | | | | 1 | | 6 | |
| | 冷凍機 (空調用) | BD_AM001, VN_AM011, ID_AM002, CR_AM002, KH_AM003, TH_AM003, TH_AM005 | | 2 | | | | 4 | | 4 | 1 | | 1 | | | | 1 | 4 | | 17 | |
| | 冷凍機 (冷蔵・冷凍用) | ID_AM003, TH_AM008, MM_AM002 | | | | | | | | 1 | | | | | | | 2 | 4 | | 7 | |
| | 吸収式冷凍機 (廃熱利用) | ID_AM022 | | | | | | | | 2 | | | | | | | | 2 | | 4 | |
| | 旋回流誘引型成層空調システム | TH_AM006 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | 空調機 (全熱交換器組込み) | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | |
| | 冷蔵・冷凍ショーケース | ID_AM008 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | 2 | |
| | ボイラ | MN_AM002, ID_AM015, MM_AM003, TH_AM010 | | 2 | | | | 2 | | 3 | | | | 1 | | | | 2 | 1 | | 11 |
| | ヒートポンプ | VN_AM012, ID_AM010 | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | 1 | | 3 |
| | 廃熱回収温水器 | CR_AM003 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | | 2 |
| | 廃熱予熱利用システム | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | | 3 |
| | 熱交換器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 変圧器 | VN_AM005, LA_AM003 | | | | | | 4 | 1 | | | | | | | | | | 1 | | 5 |
| | LED照明 | ID_AM005, ID_AM020 | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | 1 | | 3 |
| | LED街路灯(調光システム含む) | ID_AM018, KH_AM001 | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | 2 |
| | ポンプ | VN_AM013 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | コンプレッサー | TH_AM002 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | 2 |
| | 曝気システム | ID_AM024 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | リジエナバーナー | ID_AM009 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | 天然ガス焼成炉 | VN_AM010 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 天然ガス溶解炉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 空調制御システム | VN_AM015 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | 2 |
| | ポンプ制御用インバーター | KH_AM005 | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | 2 |
| | 換気制御装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 織機 | BD_AM003, ID_AM011, TH_AM004 | | 1 | | | | | | | 2 | | | | | | | | 1 | | 4 |
| | 段ボール古紙処理設備 | ID_AM012 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | 電槽化成設備 | VN_AM009 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 食塩電解槽 | SA_AM001 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | 2 |
| | ワイヤー撚り線機 | VN_AM014 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 高効率減菌釜 | ID_AM028 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 多重効用蒸留システム | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | |
| 射出成型機 | ID_AM025 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | |
| 2. 再生可能エネルギー | 太陽光発電 | MN_AM003, BD_AM002, KE_AM002, MV_AM001, VN_AM007, LA_AM002, ID_AM013, CR_AM001, PW_AM001, KH_AM002, MX_AM001, CL_AM001, TH_AM001, PH_AM002 | 4 | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 | 3 | 3 | 1 | 5 | 4 | 3 | 1 | 4 | 1 | 15 | 6 | 59 | |
| | 太陽光発電+蓄電池 | MV_AM002, ID_AM017, CL_AM002 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | |
| | 小水力発電 | KE_AM003, ID_AM019, ID_AM021, PH_AM001 | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | 3 | 11 | |
| | 風力発電 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | 地熱発電 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | バイオマス発電 | ID_AM027, MM_AM004 | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | |
| | バイオガス発電 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | バイオマス燃焼ボイラー (固体) | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | 1 | | 3 | |
| | バイオマス燃焼ボイラー | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 2 | |
| | バイオマスコジェネレーション | ET_AM003 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | 2 | |
| 3. エネルギーの有効利用 | 廃熱利用発電 | ID_AM001, MM_AM005, TH_AM007 | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | 3 | |
| | ガスコジェネレーション | ID_AM016, ID_AM023, TH_AM009 | | | | | | | | 2 | | | | | | | | 3 | | 5 | |
| 4. 廃棄物 | 廃棄物発電 | MM_AM001 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | |
| | メタン回収発電 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | |
| 5. 交通 | デジタルタコグラフ | VN_AM001 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | CNGディーゼル混焼バス | ID_AM026 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | |
| | リーフアーコンテナ | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 合計 | 技術の件数: 49件 | 方法論の件数: 77件 | 6 | 4 | 1 | 2 | 1 | 31 | 4 | 40 | 3 | 5 | 8 | 6 | 2 | 5 | 15 | 45 | 14 | 192 | |

同一の設備補助事業に複数技術を導入する場合はそれぞれ件数をカウントしています。

公募要領2. (10)



- 採択後**60日以内**に交付決定できるよう、交付申請書は採択後**30日以内**に提出してください
- 各年度内に概算払、最終年度に精算払を請求ください

公募要領3. (1)

補助事業者の選定方法

応募者より提出された書類等をもとに、別添2「採択審査基準」に基づき、GECによる審査を行い、環境省と協議の上、JCMの地理的、技術的な配分等を踏まえ補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定(交付内示)する。

公募要領3. (2)

審査方法

- ①審査基準の「(1)基礎審査」項目に基づき、提案書の書面審査を行う。
- ②この基礎審査に合格した応募者に対して、審査基準の「(2)評価審査」項目に基づき、ヒアリング審査を実施する。
ヒアリング審査は、応募書類受領後随時実施する予定。

公募要領3. (2)

審査項目<基礎審査項目 採択審査基準から抜粋>

以下の「基礎審査」項目全てを満たしている提案のみが「評価審査」に進む。

- 1) 申請者が補助事業者の要件を満たしているか
- 2) 二国間クレジット制度を通じて、確実なエネルギー起源二酸化炭素を含むGHGの排出削減効果が期待できるか
- 3) 補助金の交付により、民間企業等による優れた脱炭素技術等を活用した事業への投資を促進するものであるか
- 4) 補助事業で採用する技術の優位性を客観的に示すことができるか
- 5) 補助事業で採用する技術はパートナー国では現時点では十分に普及していないことを客観的に示せるか
- 6) 補助事業で採用する技術は国際的には実用化されており、パートナー国に導入できるものであるか
- 7) 当該補助事業終了後に、パートナー国における当該技術の普及の可能性が高いか。また、民間事業としての自立的普及に向けた具体的な戦略を有しているか
- 8) 補助事業がパートナー国の持続可能な開発に寄与するか
- 9) 提案する技術が過去の設備補助事業で採択実績のあるものと類似の技術である場合は、JCMパートナー国(事業を実施する国以外の国を含む)において承認された方法論の適格性要件(センター公開資料を参照)に沿っているか
- 10) 補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか
- 11) 海外展開戦略(環境)及びインフラシステム海外展開戦略 2025(令和2年12月、経協インフラ戦略会議決定)に沿っているか
- 12) パートナー国における持続可能な開発やSDGsの実現に寄与しているか
また、別添のジェンダー・ガイドラインに沿っているか
- 13) JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携して事業を行う場合、補助事業の対象範囲(補助金が直接使用される部分に限る)と、ODA(政府開発援助)に該当する出資・融資を受ける事業の対象範囲を明示できるか
- 14) 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金を受けていないか

化石燃料を使用する設備について

(1) 基礎審査

3) 補助金の交付により、民間企業等による優れた脱炭素技術等を活用した事業(※)への投資を促進するものであるか

※原則として、火力発電に係る事業ではないこと。ただし、発電時に発生する熱を有効利用する設備や、二酸化炭素回収・貯留技術(CCS)など脱炭素化に資するものを除く

JCMの更なる展開に向けて



脱炭素技術の成長戦略

公募要領3. (2)

審査項目＜評価審査項目 採択審査基準から抜粋＞

(A)プロジェクト遂行体制の確実性(以下の項目について総合的な評価を行う)(20点)

- ①代表・共同事業者の経営健全性及び事業遂行能力(10点)
- ②事業実施体制の構築状況(国際コンソーシアムを構成する各メンバーの役割分担についての意思決定状況を含む)(10点)

(B)事業の確実性(30点)

- ①事業計画(事業スケジュール、導入サイトの決定、事業権及び許認可の取得見込み、売電する場合は売電契約の締結見込みを含む。なお、事業実施に係る権利に入札を要する案件については、補助金活用による効果、入札予定日を含む入札スケジュールを明示すること)(10点)
- ②事業の採算性(経済性・収支予測・投資回収年数などを含む。但し、投資回収年数は補助金ありで3年以上であることを目安とする)(10点)
- ③資金計画の妥当性(資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められていること、資金の調達方法に確実性があることを含む)(10点)

公募要領3. (2)

審査項目＜評価審査項目 採択審査基準から抜粋＞

(C) エネルギー起源二酸化炭素を含むGHGの排出削減総量(25点)

GHG排出削減総量の計算方法は以下とする。

GHG排出削減総量[tCO₂eq]=GHGの年間排出削減量 [tCO₂eq/年]×耐用年数 [年]

(D) エネルギー起源二酸化炭素を含むGHGの排出削減総量に係る費用対効果(25点)

GHG排出削減総量に係る補助金額の費用対効果の計算方法は以下とする。

GHG削減費用対効果 [円/tCO₂eq]=補助金額[円]÷GHG排出削減総量[tCO₂eq]

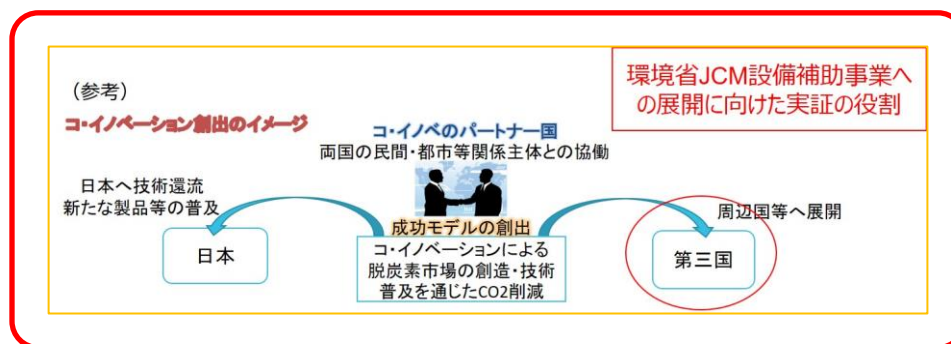
GHG排出削減総量に係る補助金額の費用対効果(GHG排出量を1トン削減するために必要な補助金額の費用対効果)は、原則として4千円/tCO₂eq以下とする。但し、公募開始時点(令和3年4月7日時点)において過去に採択されたJCMに係る補助事業のうち、公募要領別添2「類似技術の分類 各パートナー国における採択実績」における類似技術を活用している件数が5件以上である国(太陽光発電:パラオ及びフィリピン 小水力発電:インドネシア)においては、当該技術に係る費用対効果は3千円/tCO₂eq以下とする。また10件以上である国(太陽光発電:タイ)においては当該技術に係る費用対効果は2千5百円/tCO₂eq以下とする。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める法定耐用年数をいう。但し、JCMエコリース事業の場合はリース期間とする。

公募要領3. (2)

審査項目<評価審査項目 採択審査基準から抜粋>

(E)加点項目(10点)

コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業(前身の「途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業」を含む。)終了後の事業展開の確実性が担保された事業



コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業と一体として運用

コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業(前身の「途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業」を含む。)

事業展開の確実性が担保された事業

設備補助事業

太陽光発電

太陽光発電モジュールについては、変換効率が20%以上であること

太陽光発電＋蓄電池

次の要件をいずれも満たすものであること

・太陽光発電モジュール

太陽光発電モジュールについては、変換効率が20%以上であること

・蓄電池について

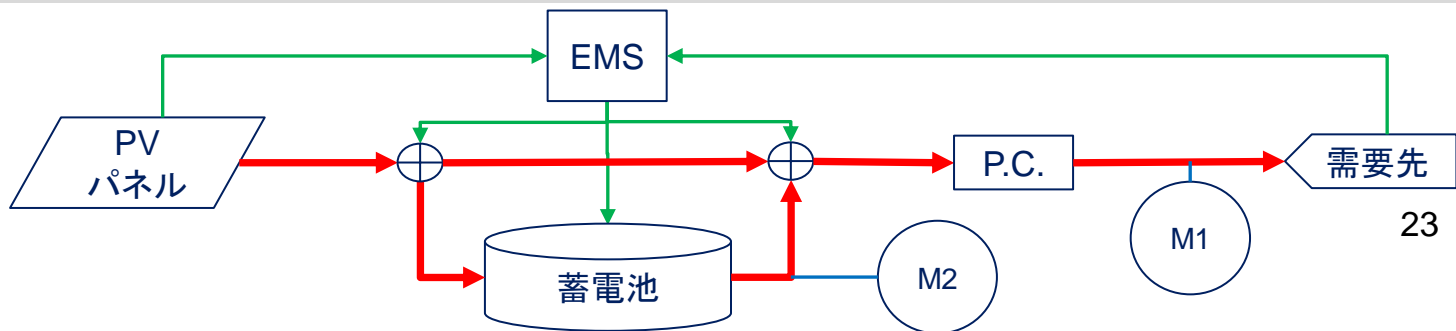
- (1)蓄電池は、導入する太陽光発電モジュールで発電された電力のみを充電するものであり、蓄電池から供給される電力量が測定できること
- (2)蓄電池導入の必要性について、以下の要件のいずれかを満たすこと
 - 1)オフグリッドエリアへの導入
 - 2)グリッドに電力を供給する場合であってパートナー国の法規により系統の安定化などの目的で蓄電池の設置が要求される場合
 - 3)工場内自家消費や、地域電力供給事業においては以下のいずれも満たすこと

①蓄電池には、原則毎日充放電が行われること。

②蓄電池容量は、太陽光パネル発電電力容量の20%以上の値であり、発電量と需要量の差が最大になる日に蓄電できる容量以下であること。

注1) 蓄電池から供給される電力量の測定
蓄電池から需要先に供給される電力量を測定する。(M2)

→補助対象蓄電池は、導入する太陽光パネルからの電力のみを充放電し、これを正しく測定する



公募要領3. (3)

審査結果の通知・公表

- 採択の場合は内示通知を応募者に送付し、採択事業について、環境省及びGECのウェブサイトにおいて、国名、事業名、事業者名、想定排出削減量等を公表。
- 不採択の場合は、応募者にその旨連絡する。

公募要領5. (7)

応募に関する質問の受付及び回答

➤ 受付方法

電子メールにて、本件窓口へ送信下さい。

E-mail: jcm-info@gec.jp

電子メールの件名は、

「質問: 令和3年度設備補助事業」としてください。

※原則、電話での個別の質問には応じられません。

➤ 受付期間:

令和3年4月14日(水)17時まで

➤ 質問に対する回答:

受付期間終了から1週間程度で、GECウェブサイトに掲載予定。

■ 応募相談

公益財団法人地球環境センターでは、応募に関する相談を年間を通じて随時受付けております。

(Email: jcm-info@gec.jp)

東京事務所 担当: 反後、高橋飛来 TEL: 03-6801-8773

大阪本部 担当: 松田、豊田 TEL: 06-6915-4122

ご清聴
ありがとうございました！

<本件窓口>

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 事業第一グループ

担当：高橋・石原

TEL：03－6801－8860/8773

E-mail : jcm-info@gec.jp